

船橋市立医療センターにおける医師初期臨床研修の修了認定基準

船橋市立医療センターにおける医師初期臨床研修の修了認定については、研修の実施期間と到達目標の達成について所定の条件を満たしている場合には医師臨床研修修了判定会議の審議を経て、所定の臨床研修を修了したものと認定する。

第1 研修の実施期間

当センターの初期臨床研修プログラムにより、2年以上の臨床研修を修了、または修了見込であること。

ただし、2年間の研修期間を通じた休止期間の合計が90日を超えていないこと、各研修分野に求められている必要履修期間のすべてを満たしている場合は、所定の期間を研修したものとみなす。

第2 到達目標の達成度の評価

研修の修了判定に当たっては厚生労働省が示した「臨床研修の到達目標」に基づき判定する。研修医の到達状況はEPOC2に記録された評価を利用するが、必要に応じて他の適切な方法を持って判定することもできるものとする。なお、項目ごとの判定基準は次のとおりとする。

- A. 医師としての基本的価値観 (1)社会的使命と公衆衛生への寄与 (2)利他的な態度 (3)人間性の尊重 (4)自らを高める姿勢 の区分に示された項目に基づき、2年間の研修で掲げられた評価表Ⅰにおいて、その到達度の最高値が研修医及び指導医ともに3以上(4点満点)の評価をした期間があること
- B. 資質・能力 (1)医学、医療における倫理性 (2)医学知識と問題対応能力 (3)臨床技能と患者ケア (4)コミュニケーション能力 (5)チーム医療の実践 (6)医療の質と安全管理 (7)社会における医療の実践 (8)科学的探究 (9)生涯にわたって共に学ぶ姿勢 の区分に示された項目に基づき、2年間の研修で掲げられた評価表Ⅱにおいて、その到達度の最高値が研修医及び指導医ともに3以上(4点満点)の評価をした期間があること
- C. 基本的診療業務 (1)一般外来診療 (2)病棟診療 (3)初期救急対応 (4)地域医療の区分に示された項目に基づき、2年間の研修で掲げられた評価表Ⅲにおいて、その到達度の最高値が研修医及び指導医ともに3以上(4点満点)の評価をした期間があること

第3 実務研修の方略

- A. 経験すべき症候 29症候と、経験すべき疾病・病態 26病態は2年間の研修期間中に全て経験するように求められており、それぞれ自ら診療にあたり、初期治療から鑑別診断を行い、病歴要約を作成し、指導医が内容を確認して提出済みの評価をしていること
- B. 経験すべき診察法・検査 研修期間全体を通じて経験した手技、検査法などについては、可能な範囲においてEPOC2に記録し指導医と共有して、研修の診療能力の評価が行われていること
- C. インシデントレポート 研修期間を通じてインシデントの報告を十分に行いフィードバックする心構えと習慣を身につける必要がある。2年間において最低1人20件のレポートの提出が求められる
- D. 外来診療 最低合計4週間以上の外来研修が並行研修として必要であり、外来診療の実施記録をEPOC2に記載すること。
- E. 臨床症例検討会、臨床病理検討会、院内研究発表会での発表を2年間のうち1回以上行い、医療における科学的アプローチを理解する、学術的研究方法を理解し活用すること